

令和 8 年度
環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 12 月

大阪市環境局
環境施策部環境施策課

1 案件名称

令和8年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会（持続可能な社会）を実現していくためには、環境問題のみならず、現代社会が抱える様々な課題を、私たち一人一人が自らの問題として主体的に捉え、日常生活や経済活動の場で、それらの問題の解決に繋がる新たな価値観をもたらし、自らの行動を変革し、社会に働きかけていく必要がある。

本業務は、市民、事業者、環境NGO/NPOなどのすべての主体が環境問題に関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組みを進め、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs※の達成に貢献することを目的としている。

その目的を達成するため、民間事業者のもつノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用し、市民の環境に対する意識変革、ライフスタイルの行動変容につながる企画提案を広く募集するものである。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略

(2) 業務内容

ア 様々な主体と連携したネットワークづくり強化業務

（ア）おおさか環境ネットワークの運営業務

（イ）生物多様性の保全に向けたネットワーク会議の運営業務

（ウ）大阪市エコボランティアの募集・支援業務

イ 環境啓発業務

（ア）環境啓発イベント「ECO 縁日」の開催・運営業務

（イ）小学生・中学生向け出前講座

（ウ）おおさか環境ネットワーク団体等による環境学習プログラム集を活用した出前授業

（エ）自然体験観察園を使った体験型講座

ウ なにわエコスタイル運用管理業務

なにわエコスタイルの運用、システム保守、管理業務

※いずれも具体的な内容については、別添1「仕様書」を参照のこととし、環境啓発業務においては広く市民に周知し多くの方が参加できる提案を実施すること。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 43,136,610 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 3,921,510 円）

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※なお契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

(5) 主な履行場所

本市が指定する場所（大阪市内一円）

例 なにわECOスクエア、自然体験観察園、各区民センター、各区民ホール、大阪市立各図書館、大阪市内の小中学校・高等学校等

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

大阪市契約規則（大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分（業務委託契約書（経常型）第 39 条第 3 項に定める検査に合格したもの）に相応する金額について、同条第 2 項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を越えることができない。

(3) 契約書案

別添 2 「業務委託契約書（経常型）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別添 1 「仕様書」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

(1) 次に掲げる要件すべてを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

イ 直近 1 カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。

オ 本市の入札参加資格者名簿に登録のある者については、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

カ 過去 5 年間に行行政、民間を問わず環境教育や環境学習等に関する業務の事業実績を有する者であること。

(2) 2つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの要件すべてを満たす事業者同士の場合とし、次に掲げる条件に従わなければならない。

ア 構成員※は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。

また、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任

状を提出すること。

- エ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 共同企業体の代表者については、(1) カの条件も満たすこと。
- ※構成員とは、共同企業体を構成する2つ以上の各事業者のこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和7年12月10日
・質問受付締め切り	令和8年1月16日
・質問に対する回答	令和8年1月28日
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年1月28日
・参加資格決定通知	令和8年1月30日
・企画提案書の受付開始	令和8年2月5日
・企画提案書の提出期限	令和8年2月6日
・選定会議の開催	令和8年2月下旬（予定）
・選定結果通知	令和8年2月下旬（予定）
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日
・事業完了	令和9年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年12月10日～令和8年1月28日 17時まで【必着】

※提出の受付は、9時30分～12時及び13時～17時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付期間以外は受け付けないので注意すること。

イ 提出書類

提出書類		単独法人等	共同企業体
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式1-1）	○	
①'	公募型プロポーザル参加申請書（様式1-2）		○
②	誓約書（様式2）	○	○
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料（用紙：A4）	○	○
④	使用印鑑届単独法人等（様式3-1）又は 使用印鑑届共同企業体（様式3-2-1、様式3-2-2）	○	○
⑤	登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ※写し可 ※法人の場合のみ	○	○
⑥	印鑑証明書 ※原本	○	○
⑦	直近1カ年分の本店所在地の市町村税の納税証明書（全税目）※ 写し可	○	○
⑧	直近1カ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可	○	○
⑨	直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書 (連結決算の場合は単体分) ※写し可	○	○
⑩	共同企業体届出書兼委任状（様式4）		○

提出書類		単独法人等	共同企業体
⑪	共同企業体協定書 ※写し		○
⑫	業務実績調書（様式5）※	○	○

※⑦及び⑧は「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※④～⑨は「令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿」に登録のある者については省略できるものとする（※①に承認番号を記載すること。）。

※⑤～⑧は、申請日現在で発行から3ヶ月以内のものに限る。

※「共同企業体」については、②～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること（④のうち、様式3-2-2については使用する印鑑を提出すること。）。ただし、④（様式3-2-1）～⑨については上記と同様に登録のある構成員については省略できるものとする（※①'に承認番号を記載すること。）。

※⑫については、過去5年間に行行政、民間を問わず環境教育や環境学習に関する業務の事業実績を有することが分かる書類（契約書の写し等）を添付し提出すること（共同企業体における代表者ではない構成員については、必須ではない。）。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 大阪市環境局環境施策部環境施策課
住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階
電話 06-6630-3491

オ 提出方法 持参のほか送付（受付期限内必着）による提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる方法によること。また、持参して提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3491）を行うこと。

カ 参加資格決定通知 すべての参加申請者に対し、様式1-1又は1-2に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

（2）質問の受付

ア 受付期間 令和7年12月10日～令和8年1月16日 17時まで【必着】

イ 提出方法 質問は、電子メールにより「質問書」（様式6）を添付して次の電子メールアドレスあてに送付する方法により提出すること。なお、提出の際には電子メール本文に所属（事業者名、担当者所属・役職・氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載することとし、電話、ファックス、持参及び郵送等は不可とする。

※電話や口頭での質問は一切受け付けない。

ウ 質問送信先 環境局環境施策部環境施策課：ja0081@city.osaka.lg.jp

※なお、メール「件名」は「質問_令和8年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託」と明記すること。

エ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年1月28日中に、環境局ホームページ

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattuuannkenn_kankyo/0000665483.html

に掲載することとし、口頭による個別回答は行わない（質問に対する回答は、公募期間中は当該ホームページにて掲載）。

回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（3）企画提案書の提出

ア 受付期間 令和8年2月5日～令和8年2月6日 17時まで【必着】

※提出の受付は、9時30分～12時及び13時～17時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付期間以外は受け付けないので注意すること。

イ 提出書類

提出書類		様式の有無	留意事項
提案書表紙		あり	
提案書1	全体の概要説明	なし	A3版又はA4版の片面1枚程度
〃2	業務工程表	あり	
〃3	業務執行体制	あり	
〃4	業務従事者の経歴・実績	あり	参加者が共同企業体の場合、代表者及びすべての共同団体について業務従事者の経歴・実績を提出すること。
〃5	業務見積書	あり	見積金額は、業務の履行に必要な経費をすべて積算すること。積算根拠の参考となるデータ等を添付すること。
〃6	業務実績調書	一	(1) イの提出書類⑫の写し。
〃7	おおさか環境ネットワークの運営業務	あり	
〃8	生物多様性の保全に向けたネットワーク会議の運営業務	あり	
〃9	大阪市エコボランティアの募集・支援業務	あり	
〃10	環境啓発イベント「ECO縁日」の開催・運営業務	あり	
〃11	小学生・中学生向け出前講座	あり	
〃12	おおさか環境ネットワーク団体等による環境学習プログラム集を活用した出前授業	あり	
〃13	自然体験観察園を使った体験型講座	あり	
〃14	なにわエコスタイルの運用、システム保守、管理業務	あり	

ウ 提出部数 正本 印刷物1部（記名・代表者印を押印したもの）

副本 印刷物5部（※）

※副本には、記名・押印しないこと。また、事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名、事業者を容易に推定できる業務名称等）にはマスキングの処理を行うこと（選定会議で使用するため）。

エ 提出場所 6 (1) エと同じ。

オ 提出方法 6 (1) オと同じ。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、提出された提案書に基づき、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする（合計200点）。

①業務目的及び業務内容の理解度、業務遂行にあたっての実施内容の妥当性 【40点】

- ②課題に対する解決手法又は効果的な業務実施のための提案内容の的確性、実現性、独創性 【80点】
 ③業務執行体制の妥当性 【20点】
 ④工程の計画性、実施手順の妥当性 【20点】
 ⑤費用積算根拠の妥当性 【25点】
 ⑥類似業務実績の豊富さ 【15点】

(2) 選定表

提案書評価項目		①	②	③	④	⑤	⑥	計
提案書2	業務工程表			20				20
提案書3	業務執行体制		10					10
提案書4	業務従事者の経歴・実績		10					10
提案書5	業務見積書				25			25
提案書6	業務実績調書					15		15
提案書7	おおさか環境ネットワークの運営業務	5	10					15
提案書8	生物多様性の保全に向けた ネットワーク会議の運営業務	5	10					15
提案書9	大阪市エコボランティアの募集・支援業務	5	10					15
提案書10	環境啓発イベントの開催・運営業務	5	10					15
提案書11	小学生・中学生向け出前講座	5	10					15
提案書12	おおさか環境ネットワーク団体等による 環境学習プログラム集を活用した出前授業	5	10					15
提案書13	自然体験観察園を使った体験型講座	5	10					15
提案書14	なにわエコスタイル運用管理業務	5	10					15
計		40	80	20	20	25	15	200

(3) 選定方法

- ア 企画提案の審査については、本市が選定会議を開催し、選定委員は選定基準に沿って企画提案書の審査を行い、その意見を受けて本市が選定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。
- イ 選定委員は専門的な観点から評価を行うため、選定にあたって必要となる知識・専門性を有する外部の者とする。
- ウ プレゼンテーションの実施
- (ア) 開催日
令和8年2月16日～27日のうち、本市が指定するいずれか1日
- (イ) 実施場所
大阪市環境局会議室
- (ウ) 内容・方法等
企画提案書をもとに、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。
- (エ) 説明時間
30分程度（うち説明約20分、質疑応答約10分）とする。
- (オ) 説明者
プレゼンテーションの説明者は1応募者につき2名以内とし、共同企業体の場合も同様とする。
- (カ) 留意事項
プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災等、不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者を委託予定事業者とする。ただし、評価点が120点を下回った者は、委託予定事業者として選定しない。

また評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目のうち「課題に対する解決手法又は効果的な業務実施のための提案内容の的確性、実現性、独創性」の点数が最も高い者を委託予定事業者として選定する。

さらに、委託予定事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において、次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった者（ただし、評価点が120点を下回った者を除く）から順に契約交渉を行うものとする。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 選定委員に対して、便宜を図るよう働きかけを行うこと
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ （6）に記載する選定結果通知までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、受付期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（5）企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- ア 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他、本募集要項において示した条件等を満たしていない場合

（6）選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和8年2月下旬に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

8 その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（2）問い合わせ先

担当 大阪市環境局環境施策部環境施策課

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1－5－1 あべのルシアス13階

電話 06-6630-3491 電子メール ja0081@city.osaka.lg.jp